

9月下旬から国勢調査員が市内全世帯を訪問し、調査書類を配りますので、皆さまのご協力をお願いします。



国勢調査とは

国籍や年齢に関係なく日本に住んでいる全ての人を対象となる国の最も重要な統計調査です。

調査結果は、子育て支援や防災対策など、国や地方公共団体におけるさまざまな行政分野の基礎資料や、学術研究・教育のほか、民間企業での商品開発といった経済活動など、幅広い分野で活用されています。

調査内容

▶世帯員について 13項目

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄など

▶世帯について 4項目

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

回答方法

▶インターネット回答

調査書類を受け取ってすぐに回答できます。

▶調査票（紙）を郵送、または調査員へ提出

10月1日(水)から8日(水)までに提出してください。

調査員へ提出を希望する人は、9月20日(土)以降に情報政策課までご連絡ください。



センサスくん

インターネット回答期間

9月20日(土)～10月8日(水)

調査票（紙）での回答期間

10月1日(水)～8日(水)



みらいちゃん

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意を！

国勢調査員は、身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。国勢調査を装った不審な訪問者や電話・電子メールなどにご注意ください。

国勢調査について
詳しくはこちらから▶



国勢調査2025キャンペーンサイト

令和6年度に実施した「調整給付」に不足が生じた人へ

定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します

申問 税務課 ☎0176-51-6704

詳しくは
こちらから▼



対象

令和7年1月1日に本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する人

▶対象となる人①（差額分を支給）

令和6年度の定額減税実績額＋調整給付額が定額減税可能額より少ない人

※確定申告・年末調整などで定額減税しきれている人は対象外

▷令和6年分の所得が令和5年分より減少した人

例えば ▷子どもの出生などで令和6年中に扶養親族が増え、定額減税可能額が大きくなった人

▶対象となる人②（原則4万円を支給）

次の全てを満たす人

▷令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が0円

で、本人として定額減税が対象外

▷税法上の扶養親族の対象でないこと

▷低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員でないこと

例えば

▷青色事業専従者や事業従事者（白色）

▷合計所得金額が48万円より多い人

手続き方法

対象となる人へ7月下旬から案内文書を順次郵送しています。

▶市が振込先の口座情報を把握できなかった人は、確認書を同封するので、必要事項を記入し、**10月31日(金)（当日消印有効）までに返送**してください。

※期限までに返送されない場合は、支給を辞退したとみなします。

▶市が振込先の口座情報を把握できた人は、原則手続き不要です。

対象に該当する人で、8月下旬を過ぎても市から案内文書が届かない人は申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期限 10月31日(金)

特殊詐欺にご注意ください！

市職員などがATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みや、クレジットカード・銀行口座の暗証番号を求めたりすることは絶対にありません。